

企業会計基準委員会 御中

本年6月6日付けで公表された『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)の第5項では、税務上の繰越欠損金に関する情報として、繰越欠損金の額が重要であるときは、繰越期限別に次の数値を注記することが提案されています。

- ① 税務上の繰越欠損金の額に税率を乗じた額
- ② 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- ③ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

公開草案によると、これは、財務諸表利用者による税負担率の予測に資することを狙いとするものとされていますが、繰越期限別に上記①～③の注記を求めることの必要性がよく理解できません。

法人税法上、繰越欠損金の繰越期限は現在9年間とされていますが、将来における課税所得を見積もり、繰越欠損金に係る繰延税金資産の額を年度別に査定(スケジューリング)することは一般的には相当難しい面があるものと思われます。このため、比較的短期間についてのスケジューリングしかできないケースも想定されます。

上記改正案は、国際的整合性の観点を踏まえて提案されているものと思われますが、財務諸表作成会社や会計監査人の負担が増大する開示事項でもあり、安易にIFRS(IAS)等の内容をそのまま我が国の会計基準に採り入れることを避け、その必要性や実行可能性について、再検討されるよう希望します。

近年、財務諸表作成上の見積りや将来予測事項が増えると同時に、情報開示の充実・強化が促進されてきています。こうした中、注記事項の拡大に当たっては、開示情報としての有用性や、財務諸表作成会社及び会計監査人の負担面について十分考慮されることが必要であると思われます。

以上の点について、コメントさせていただきます。

ご検討方、よろしくお願い致します。

岡山大学 大学院社会文化科学研究科
教授 兼田 克幸
